

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月10日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第8号 令和7年8月18日

専決第9号 令和7年8月25日

専決第10号 令和7年8月25日

専決第8号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年8月18日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 公用車が駐車中の相手車両に衝突した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 395,192円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和7年6月30日(月)
 - (2) 事故発生場所 みよし市打越町畦違地内(打越保育園)
 - (3) 事故経過 上記地内において、駐車場から公用車を出そうと後退させたところ、後方に駐車してあった相手車両に衝突した。
- 4 相手方の損害の程度
相手車両の損壊
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%

専決第9号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年8月25日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 公用車が停車中の相手車両に追突した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 999,500円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和7年6月26日(木)
 - (2) 事故発生場所 東郷町大字春木字新池地内(県道名古屋岡崎線)
 - (3) 事故経過 上記地内において、公用車が県道を走行中、進行方向前方に停車していた相手車両に追突した。
- 4 相手方の損害の程度
相手車両の損壊
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%

専決第10号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年8月25日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 駐車中の車両に係る事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 513,927円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和7年7月17日(木)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町宮ノ越地内(中部老人憩いの家)
 - (3) 事故経過 上記地内において、駐車中の車両のフロントガラス及び天井部に樹木の枝が落下した。
- 4 相手方の損害の程度
車両のフロントガラス及び天井部の損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%